

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2023年11月20日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	発見日
1	3・4号廃棄物処理設備	濃縮廃液系濃縮廃液タンク(B) 攪拌隔離弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	11月15日
2	3・4号廃棄物処理設備	濃縮廃液系濃縮廃液タンク(C) 攪拌隔離弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	11月15日
3	3・4号廃棄物処理設備	プラスチック固化系ドラムハンドリング装置において、ドラム缶が「洗浄ドラム位置」にあるにも関わらず、「洗浄ドラム位置」の表示灯が点灯しないことが認められたため、当該表示灯を点検・修理。 なお、ドラム缶の位置が確認できない期間は、ドラム缶の移動は目視にて確認しながら手動操作にて行うためプラスチック固化作業に影響はない。	G III	11月15日
4	3・4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器(A) 停止中に、「HCW蒸発缶A液位高」警報が発生したため調査したところ、封水を供給する封水タンクの液位降下及び濃縮器循環ポンプ(A) 軸封水部の封水流量指示計において、指示値のオーバースケール(目盛板上限值超え)が認められたことから、封水が軸封水部を介して蒸発缶(A) への流れ込みが発生していると考えられるため、当該軸封水部を交換。 なお、当該軸封水部を隔離したことにより、蒸発缶(A)の液位上昇は停止した。 また、濃縮廃液については、濃縮器(B)にて処理ができています。	G III	11月16日